

山陽小野田市教育振興基本計画 (案)

令和4年度～令和7年度

令和4年3月

山陽小野田市教育委員会

目 次

I 計画の策定にあたって

1	趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の推進について	3
4	計画の期間	3

II 施策体系

III 今後の目標、方針、施策

◆基本目標 1 互いの人格を尊重し、笑顔あふれる社会を築く精神を育てる

◎基本方針(1) 人権の尊重

- 基本施策① 人権教育・啓発の推進

◆基本目標 2 夢と自信を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる

◎基本方針(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

- 基本施策① 指導内容・方法の工夫
- 基本施策② 心に寄り添う学校づくりの推進
- 基本施策③ 学校間連携教育の推進

◎基本方針(2) 子どもたちが快適に学ぶことのできる教育環境の充実

- 基本施策① 教育環境の向上

◆基本目標 3 先人の意志を受け継ぎ、まちの未来のために汗する人を育てる

◎基本方針(1) 自助共助の精神に満ち、豊かな発想で社会の発展に寄与できる人の育成

- 基本施策① 社会教育活動の推進
- 基本施策② 青少年健全育成活動の推進

◎基本方針(2) 文化財の保護・活用による郷土愛の醸成

- 基本施策① 文化財の保護・活用

◆基本目標 4 学校・家庭・地域の連携・協働と家庭教育の充実を図る

◎基本方針(1) 学校・家庭・地域の連携・協働

- 基本施策① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

◎基本方針(2) 家庭教育支援体制の充実

- 基本施策① 子育ての不安と負担の軽減

用語の解説	22
-------	----

I 計画の策定にあたって

1 趣旨

本市では、平成30年度からの12年間を計画期間とする第二次山陽小野田市総合計画に、目指す将来都市像として「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」を掲げ、その下で、教育分野においては、第二期の山陽小野田市教育大綱を定め、教育大綱で明らかにした教育に関する理念の実現に向け、各種施策に取り組んでまいりました。

この間、国及び県においては、人口減少や高齢化の進展、急速に進む技術革新やグローバル化の進展といった社会状況の変化等を踏まえ、それぞれ教育振興基本計画を改定し、同計画に基づき、生涯学習社会の構築に向けた様々な施策が推進されているところです。

こうした中、本市においては、来年度から総合計画の中期基本計画と第三期の教育大綱が新たにスタートするにあたり、これまでの社会状況の変化等を踏まえつつ、中期基本計画に沿って、教育大綱に掲げた理念と目標の実現に向け、今後講ずべき施策の方向性や内容等を新たに定めることが必要であると考えます。

そこで、このたび、国及び県の教育振興基本計画を参酌しつつ、総合計画の中期基本計画と教育大綱に沿った教育分野の施策について、その計画的な展開が図れるよう、本市における今後の教育に関する方針・施策を定める新たな教育振興基本計画を策定します。

教育基本法他関連法令
国の教育振興基本計画

山口県教育大綱
山口県教育振興基本計画

参
酌

参
酌

第二次
山陽小野田市
総合計画

山陽小野田市教育大綱
山陽小野田市教育振興基本計画

各種個別計画

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の推進について

本計画の推進にあたっては、市長部局とも連携をとりながら、PDCAサイクルの考え方に沿って進行管理を行います。このうち、施策の内容等については、毎年度、点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

- P : PLAN (計画の策定)
- D : DO (実施)
- C : CHECK (点検・評価)
- A : ACTION (見直し)

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

■ 計画期間 (年度)

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
総合計画 (基本構想)	1 2 年											
総合計画 (基本計画)	前期(4年)				中期(4年)				後期(4年)			
教育大綱	4 年				4 年				4 年			
教育振興 基本計画					4 年				4 年			

Ⅱ 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	基本施策
豊かな人間性を備えた活力と笑顔あふれる市民の育成	1 互いの人格を尊重し、笑顔あふれる社会を築く精神を育てる	(1) 人権の尊重	① 人権教育・啓発の推進
	2 夢と自信を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる	(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	① 指導内容・方法の工夫
			② 心に寄り添う学校づくりの推進
			③ 学校間連携教育の推進
	3 先人の意志を受け継ぎ、まちの未来のために汗する人を育てる	(2) 子どもたちが快適に学ぶことのできる教育環境の充実	① 教育環境の向上
			(1) 自助共助の精神に満ち、豊かな発想で社会の発展に寄与できる人の育成
	4 学校・家庭・地域の連携・協働と家庭教育の充実を図る	(2) 文化財の保護・活用による郷土愛の醸成	① 文化財の保護・活用
			(1) 学校・家庭・地域の連携・協働
		(2) 家庭教育支援体制の充実	① 子育ての不安と負担の軽減

Ⅲ 今後の目標、方針、施策

◆基本目標 1

互いの人格を尊重し、笑顔あふれる社会を築く精神を育てる

◎基本方針(1)

人権の尊重

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された心豊かで平和な社会をつくるため、地域・職場・学校など様々な場を通じた人権・平和教育、啓発活動の推進に努めます。

●基本施策① 人権教育・啓発の推進

人権尊重のまちづくりを推進するため、地域・職場での人権教育・啓発の推進や学校での平和教育を継続していくとともに、複雑・多様化する様々な課題の把握に努め、それらに対応したより効果的な内容での実施が必要です。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
人権研修会参加者数	480人	拡充 	800人

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
人権教育推進事業	<p>人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・企業における人権教育の推進 ○人権啓発作品の募集 ○市広報「さんようおのだ」へ人権啓発記事の掲載 ○企業人権教育情報交換会の開催 ○人権尊重のための学習機会の充実
平和教育推進事業	<p>平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命を取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていきます。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞く場を設け、平和の尊さについて考える契機としていきます。</p>	<p>「平和のつどい」を開催するなど、被爆体験を原点とする学習を行い、被爆体験・戦争体験の次世代への継承を図ります。</p>
人権教育推進協議会事業	<p>社会教育関係団体、学校、企業、自治会の代表及び学識経験者で構成する人権教育推進協議会において、市民の人権意識の高揚を目的とした人権教育の推進に必要な事項について協議します。</p> <p>主な事業として、人権教育推進計画の作成や、人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ、人権課題等について協議します。</p>	<p>本協議会を通じて、地域、学校、民間団体、企業等が連携しながら、市民の人権意識の高揚を目的とした人権教育を推進します。</p>

◆基本目標 2

夢と自信を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる

◎基本方針(1)

確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

- 「個別最適な学び」(※1)や「協働的な学び」(※2)のある「主体的・対話的で深い学び」を通して、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を身に付ける授業づくりを推進します。
- 児童生徒一人ひとりの、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、人権尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力を育むとともに、安心して学校生活を送ることのできる居場所づくりを進めるなど、道徳教育や特別活動の充実を図ります。
- 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育むとともに、望ましい生活習慣形成の啓発や食に関する指導の充実により、健康で安全な生活を営む実践力を育てるため、学校における体育科の授業の充実や部活動等の支援、児童生徒の心身の発達に応じた健康教育を推進していきます。

●基本施策① 指導内容・方法の工夫

子どもの豊かな学びを実現するために、体験的な学習やICTを活用した授業、地域を探究する学びなど、「個別最適な学び」や「協働的な学び」のある「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を進めていきます。また、教育課題に関連する研修会の実施により、教員の資質・能力の向上に取り組みます。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている」に「当てはまる」と回答する児童生徒の割合	53.5%	拡充 	80%

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
生活改善・学力向上事業	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習(※3)を実施します。	生活上の課題を家庭と連携しながら改善していきます。 1人1台端末(※4)を活用したモジュール学習を充実させます。
小中一貫・連携教育推進事業	小学校と中学校が連携した授業の改善を進めていきます。	小学校と中学校の合同研修会を実施し授業改善を進めていきます。
子ども市民教育推進事業	本市の特色や公共の仕組み等について、子ども用にアレンジした出前講座を市職員が小・中学校で実施します。	魅力ある講座の開設を関係課に働きかけるとともに、学校の教育課程に位置付けていきます。
特色ある学習指導・生徒指導推進事業	本市の特色を生かしたキャリア教育を推進するとともに、理数教育を充実します。	立志式等において本市で活躍する講師を招聘します。 山口東京理科大学と連携した科学作品展や科学体験講座を実施し内容を充実します。
学校給食センターを活用した食育推進事業	児童生徒や保護者を対象に学校給食を活用した食育を推進します。	学校給食センター見学会や給食試食会を実施し、学校給食への理解を深めるとともに食育の推進を図ります。 地産地消や郷土食を活用した献立作成を行うとともに、食に関する指導内容の充実を図ります。

●基本施策② 心に寄り添う学校づくりの推進

子どもたちが安心して楽しく過ごせる魅力ある学校づくりを推進します。また、いじめや不登校、問題行動等を未然に防止し、早期発見・早期対応ができるよう、児童生徒一人ひとりを大切にした相談体制の構築と関係機関との連携を図ります。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
不登校児童生徒数の割合	2.1%	縮小 	1.8%

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で特に力を入れること
いじめ問題等対策推進事業	いじめ防止を推進するために、各学校にいじめ防止対策推進協議会を設置し、いじめ防止に積極的に取り組みます。	各学校で実施されるいじめ対策推進協議会を支援していきます。
いじめ・不登校対策推進事業	市内に2か所適応指導教室(※5)を設置し、学校に行きづらい児童生徒の学力の保障や教育相談を実施します。	適応指導教室における学習指導、進路相談を充実していきます。 学校と適応指導教室が連携した教育相談を進めていきます。
児童生徒の安全対策推進事業	学校内外の更なる安心・安全な環境を整え、いじめへの対応や生徒指導上の困難な事例に適切に対応していくため、警察OBの少年安全サポーターを配置します。	学校と連携した校内・校外の補導活動等を充実していきます。 問題行動においては警察と連携し対応していきます。

●基本施策③ 学校間連携教育の推進

小学校と中学校の9年間で児童生徒が身に付ける資質・能力を明らかにした教育を展開するために、中学校区を単位とした小・中学校が連携した学校・地域連携カリキュラム(※6)を作成します。また、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続のために幼稚園や保育所との連携を進めていくとともに、高校や大学の専門性を生かした連携を進め、学校における教育を豊かにするとともに質の向上を図ります。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和3年度		令和7年度
小中学校が連携した学校・地域連携カリキュラムを作成している中学校数	1校	拡充 	6校

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で特に力を入れること
幼保・小連携事業	幼児教育の重要性について、家庭への理解を深めるとともに、幼稚園の教育環境の充実を図ります。また、小学校生活への円滑な適応を図るため、幼稚園・保育所と小学校との連携を進めます。	幼児育成協議会を実施し幼児教育の理解を深めていきます。 幼稚園・保育所と小学校、小学校と小学校が連携した授業を実践していきます。 リンクリンクカリキュラムの作成を推進するとともに評価改善をしていきます。
【再掲】小中一貫・連携教育推進事業	小学校と中学校が連携した授業の改善を進めていきます。	小学校と中学校の合同研修会を実施し授業改善を進めていきます。
コミュニティ・スクール推進事業	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていけるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置します。	学校運営協議会が充実するように支援していきます。

◎基本方針(2)

子どもたちが快適に学ぶことのできる教育環境の充実

- 子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 I C T 環境の実現に向けて学校内に整備された高速通信ネットワーク環境と 1 人 1 台端末を活用して、「個別最適な学び」や「協働的な学び」が日常的にできるよう快適な学習環境の充実に努めていきます。
- 教職員の資質能力の向上と職場環境の改善を図ります。
- 障がいのある児童生徒への適切な指導と必要な支援を行い、その能力や可能性を最大限伸ばし、社会的自立を促します。
- 幼稚園及び学校の施設・設備の改築・更新、長寿命化対策を計画的に行うとともに、地域、行政、学校が一体となった、防犯、交通安全、防災等の取組を進め、安全・安心な教育環境の確保に努めます。

●基本施策① 教育環境の向上

子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくことができるよう、学校のデジタル環境や外国語等専門性の高い職員を配置するなど学習に係る教育環境を整えます。また、障がいのある児童生徒が安心して学ぶことができるように適切な指導と必要な支援を行います。幼稚園及び学校の施設・設備の改築・更新、計画的な老朽化・長寿命化対策、通学路の安全点検等を行い、安心・安全な学校づくりに努めます。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和 2 年度		令和 7 年度
週に 3 回以上クラウドを利用した家庭学習を行う児童生徒の割合	0%	拡充 	100%
洋式トイレ整備率	27.1%	拡充 	37.2%

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
学校教育振興事業	学校教育を推進するために必要な教材や教具を充実させます。	学習活動が深化するように教材・教具を充実していきます。
学校ICT環境整備事業	学校においてICT機器を安全・安心して使える環境を整備していきます。	1人1台端末を活用した授業の支援をします。 通信環境のない家庭への支援をします。
特別支援教育支援事業	障がいのある児童生徒が安心して学ぶことのできるように適切な支援をします。	特別支援教育支援員を配置するとともに研修会を実施していきます。
教職員の資質向上研修事業	外国語指導や学校図書館の運営など専門性の高い職員を配置して教育の質の向上を図ります。	外国語指導助手や学校司書を配置するとともに授業等を充実させるため研修会を実施していきます。
通学路の安全対策推進事業	児童生徒が安心して学校に登下校できるように、「通学路安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、通学路の安全を確保していきます。	通学路安全対策のため、学校・地域・警察、道路管理者等行政が一体となった通学路点検を実施します。
学校給食費管理事業	学校給食費会計を市が管理することにより、教職員の負担軽減を図ります。	学校給食費負担者の公平性を保つため、学校給食費の未納者への対応を市が行います。
学校施設整備事業	「学校施設整備計画」に基づき、幼稚園及び学校の施設・設備の改築・更新、計画的な老朽化・長寿命化対策等を行い、安心・安全な学校づくりに努めます。	幼稚園、小・中学校のトイレの整備を計画的に実施し、洋式化率を高めます。

◆基本目標 3

先人の意志を受け継ぎ、まちの未来のために汗する人を育てる

◎基本方針(1)

自助共助の精神に満ち、豊かな発想で社会の発展に寄与できる人の育成

- 誰もが生涯のあらゆる時期、場所において学習機会を選択して学ぶことができるようにするとともに、いわゆる講義形式で知識をインプットする学びだけでなく、他者と共に考え新たな考えを創造するといった学びの形態を充実させ、「ひとづくり」を「地域づくり」につなげていきます。
- 学校・家庭・地域が連携して、青少年の健全育成を図ります。

●基本施策① 社会教育活動の推進

- 学びのスタイルは、個の確立に重点を置いたものから、連帯感の醸成、地域の課題解決につながる学びを重視するものへと変わってきており、学校、家庭、地域住民等の連携、協力の促進に努めることが必要です。
- 社会教育の中心的役割を担っていた女性団体、子供会、青年団といった社会教育団体では後継者の育成が喫緊の課題となっています。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
生涯学習主催講座参加者数	6,482人	拡充 	18,200人
図書館貸出冊数	280,307冊	拡充 	394,000冊

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で特に力を入れること
社会教育推進事業	学校支援等社会教育関連事業の情報提供、成人式の運営、社会教育団体の育成及び助成を行います。	生涯学習に関するさまざまな機会や情報を提供し、生涯学習の推進を図ります。
学習機会の整備充実	現代的な地域課題や住民ニーズに応じた学習講座をあらゆる場において提供しています。	市民がライフスタイルにあわせた学習を選択できる機会を充実し、学習内容の質の向上を図ります。また、学習した成果を評価し、活用できる環境づくりを行います。
花いっぱい運動事業	苗の無料配布により花壇づくりを奨励し、春と秋に花壇コンクールを実施して、優秀な団体、個人を表彰します。	花いっぱい運動を通じて、環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに、花づくりをとおした地域コミュニティの再生・活性化を図るため、各種団体・学校に本運動を周知し、参加団体の拡大を図ります。
マタニティ・ブックスタート事業	妊娠中の家庭に絵本をプレゼントし、子どもの絵本への興味を喚起します。	現状を維持できるよう努めます。
子ども読書活動推進計画推進事業	子ども読書活動推進計画（第三次計画：H30～R4、第四次計画：R5～R9）等に基づき、読書活動を推進します。	0～2歳児に続けて、3歳児からの読書活動のフォローアップを行います。
図書館管理事業	地域の情報拠点として、資料の収集・提供を行います。	地域の情報拠点としての機能を充実させます。

●基本施策② 青少年健全育成活動の推進

子どもや若者を取り巻く社会環境の変化により、青少年に関する問題も多様化・複雑化しています。不登校やSNSに関するトラブルだけでなく、家庭環境が不安定な子どもたちや、外国にルーツを持つ青少年たちが抱える悩みなど、社会生活を営むことが困難な子どもたちへの支援の在り方が、大きな課題として取り上げられています。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
不良行為少年の補導人数	53人	縮小 	47人

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で特に力を入れること
青少年育成センター運営事業	青少年健全育成を目的に学校、地域、家庭、関係機関で情報を共有し、子ども・若者が健全に育つ環境の整備を進めます。	青少年育成センターの活動を通じて、青少年の規範意識を醸成するとともに、悩みや困難を抱えている青少年に対する相談体制の充実に努めます。
青少年育成協議会運営事業	青少年の健全育成に関する諸事業を実施しています。主には体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行っています。	核家族化や地域の教育力の低下など青少年の取り巻く環境が著しく変化している中、関係行政機関と連携して、青少年の健全育成に向けた取組の充実に努めます。

◎基本方針(2)

文化財の保護・活用による郷土愛の醸成

長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、郷土の歴史的な背景、文化、伝統を知ることができる貴重な財産です。文化財をより身近に感じられるよう地域や学校等において文化財に触れる機会を増やし、文化財保護への理解を深めることで、市民の郷土への愛着と誇りを醸成します。

●基本施策① 文化財の保護・活用

文化財や本市収蔵の歴史資料の保護、継承に努め、地域や学校等での活用を進めます。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
文化財やふるさと文化遺産を活用した地域・学校との連携事業への参加者数	300人	拡充 	1,000人

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
文化財の保護・活用	<p>貴重な文化財を後世へ確実に継承していくため、調査・研究を行い、必要に応じて保護措置をとる等、適切な保存管理に努めます。</p> <p>地域や学校等での活用の幅を拡げることで、新たな価値を創出します。</p> <p>歴史民俗資料館の企画展や出張展示等で文化財や収蔵資料の活用を図ります。</p>	<p>国指定「浜五挺唐樋」の保存活用計画の策定にむけた準備を進めます。</p> <p>地域での講演会や学校への出前授業等、文化財に触れる機会を増やします。</p> <p>歴史民俗資料館では小中学生等来館者の世代を拡充するイベントを企画します。</p>
「ふるさと文化遺産」登録・活用	<p>国等が指定する文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多くあり、一定の価値づけを行うことで、市民が誇りをもって広く紹介し、その活用を図ることが可能となります。そうした価値づけを行い、市民のアイデンティティ確立と併せ、ふるさと学習での活用を図ります。</p>	<p>これまでに登録しているふるさと文化遺産を中心としたふるさとの自然や景観、歴史、文化、伝統についての学びを深められる情報の発信や事業を実施します。今後もふるさと文化遺産の登録に向けて調査研究を行います。</p>

◆基本目標 4

学校・家庭・地域の連携・協働と家庭教育の充実を図る

◎基本方針(1)

学校・家庭・地域の連携・協働

「地域の活力あるコミュニティの形成」に向けて、コミュニティ・スクールが核となり、様々な団体等と連携・協働し社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、学校づくりと地域づくりを一体的に推進します。

また、学校教育と社会教育、家庭教育の連携を強化し、学校、家庭、地域が一体となって、学校教育を含む地域教育力の向上を目指します。

●基本施策① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

山口県では、平成28年度にコミュニティ・スクールの導入が100%となり、学校・家庭・地域の連携・協働の取組を進めています。しかし、学校支援の側面が強くなっているため、今後は、「応援・支援」という一方向の関係から、地域と学校が相互にパートナーとなり、学校づくり、地域づくりの両面から取組を進める必要があります。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
アンケート調査項目「あなたは大人になっても今住んでいる地域に住みたいです か」についての肯定率	61.4%	拡充 	67.5%

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
地域学校協働 活動推進事業	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させ、地域の将来を担う人材の育成を図ります。また、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。	「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に移行させ、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向型の「連携・協働」へと発展させます。
放課後子ども 教室事業	放課後や週末等に小学校等を活用し、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちの多種多様な学習やスポーツ・文化活動等に取り組みます。
【再掲】 コミュニティ・ スクール推進 事業	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていけるよう、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置します。	学校運営協議会が充実するように支援していきます。

◎基本方針(2)

家庭教育支援体制の充実

次代を担う子どもたちの健やかな成長を地域全体で支える社会の実現を目指して、子育ての負担を軽減するとともに妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細やかな支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる子育て環境の整備に努めます。

●基本施策① 子育ての不安と負担の軽減

核家族化や地域とのつながりの希薄化などの社会情勢の変化によって妊娠・出産・子育ての不安や孤立感を感じる子育て世代が増加しており、子育てについて気軽に相談できる切れ目のない支援体制の充実と、地域の力で子どもと子育て世代を支える環境の整備が求められています。

【目標指標】

指標名	現状値	めざす方向	目標値
	令和2年度		令和7年度
子育て講座満足度	99.0%	現状維持 →	99.0%

【主な取組】

事業名	事業概要	この4年間で特に力を入れること
家庭教育支援事業	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行います。主に、就学時健診時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施します。	各小学校区に1人以上の支援員がおり充実している状態ですが、今後の担い手が不足している状態です。現在の状態を維持するためにも今後の4年間で、担い手を増やすために現在の活動を続けながらも周知活動にも取り組みます。

事業名	事業概要	この4年間で 特に力を入れること
家庭教育支援事業（中学校区分）	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行うため、小野田中学校区家庭教育支援チームを立ち上げました。子育てサロンや「親の学び」プログラム in 小野田などを開催しています。	学校等との連携を生かして、幼稚園、保育所、小学校、中学校の保護者のつながりづくりを行い家庭教育の充実に向けて取り組みます。
小・中学校就学援助事業（生保・就学援助対象者分）	家庭の経済状況に左右されることなく、義務教育段階の就学を援助できるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学援助費（学用品費購入費等）を支給します。	就学援助の内容の充実、入学時や毎年度の進級時に学校で就学援助制度の案内を配布する等、きめ細やかな広報の取組を行い、就学援助の活用・充実を図ります。
学校保健に係る医療費助成事業（就学援助）	就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成します。	
学校給食に係る給食費助成事業（就学援助）	就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給します。	

【用語の解説】

番号	ページ	用語	解説
※1	7	個別最適な学び	一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めたり、個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて学習を深め、広げたりしていく学習のこと。
※2	7	協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら学習すること。
※3	8	モジュール学習	脳の活性化・集中力の育成を目的に15分を一単位時間として、読み・書き・計算の基礎基本を徹底反復して行う本市で独自に進めている学習。
※4	8	1人1台端末	Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」により、児童・生徒に1人1台貸与された学習用端末のこと。本市では、Chromebookを利用している。
※5	9	適応指導教室	教育委員会が不登校児童生徒等を対象に、学校以外の施設や学校の余裕教室等で、社会的自立を目指し、児童生徒の在籍する学校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的計画的に行う組織として設置したもの。
※6	10	学校・地域連携カリキュラム	社会に開かれた教育課程の視点をもとに、学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したカリキュラムのこと。

